

# 医業経営情報

NO. 52

## 今回のテーマ：士業による独占業務の範囲

医師法第17条で「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と定められており、非医師が医療行為をすると、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金が課されます。このことはマスコミが頻繁に「非医師による医行為が行われた」などと取り上げるので、医療従事者でなくとも知っていると思います。

しかし、士業による独占業務が定められているのは医師だけではありません。薬剤師法、保健師助産師看護師法など、医師以外の医療従事者についても独占業務が定められていますし、税理士、司法書士、弁護士なども独占業務が定められています。

ところで、近年「経営コンサルタント」と称する人が増えています。これら経営コンサルタントの中には、必要とされる国家資格を持っていないのに、法律で独占業務とされている業務を平気で請け負う人がいます。

独占業務については、新規参入者が抑制されたり、競争が排除されるとの指摘もあり、私は規制緩和すべきだと考えていますが、独占業務を行える資格を持っていることは、専門的知識を有していることの証明になっているのも事実です。

例えば医師のまねごとは誰にでも出来ても、本当の医療は医師にしか出来ません。これは医師以外の士業についても同様です。

しかし、独占業務となっている業務は多岐にわたり、どの業務がどの士業の独占業務なのか分かりづらく、知らずのうちに資格を持っていない経営コンサルタントと称する人に独占業務を委託している病医院も多いと思います。

そこで今回は病医院が業務を委託する可能性の高い士業として税理士、司法書士、弁護士、行政書士、社会保険労務士及び弁理士の独占業務について紹介致します。

## ■ 税理士による独占業務の範囲

独占業務の範囲と根拠法令	<p>範囲 ①各種税務申告の代理 ②税務申告書の作成 ③税務相談</p> <p>法令 税理士法第2条</p>
違反した場合の罰則と根拠法令	<p>罰則 税理士又は税理士法人でない者が税理士業務を行った場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>法令 税理士法第59条</p>
税理士以外で税理士業務を行える者と根拠法令	<p>税理士以外で税理士業務を行える者</p> <p>①弁護士 ②行政書士（ただし、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税などに限る）</p> <p>法令 税理士法第51条、弁護士法第3条</p>
非独占業務	<p>①財務諸表の作成 ②会計記帳代行</p> <p>上記2つは特に業務制限がありませんので、誰でも業務として行うことができる。</p>

## ■ 司法書士による独占業務の範囲

独占業務の範囲と根拠法令	<p>範囲 ①登記、供託に関する手続 ②法務局に提出する書類の作成 ③裁判所や提出する訴状・答弁書などの書類の作成</p> <p>法令 司法書士法第3条</p>
違反した場合の罰則と根拠法令	<p>罰則 ①司法書士又は司法書士法人でない者が上記業務を行った場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>法令 司法書士法第73条、第78条</p>
司法書士以外で司法書士業務を行える者と根拠法令	<p>司法書士以外で司法書士業務を行える者</p> <p>①弁護士</p> <p>法令</p>
非独占業務	<p>①簡易裁判所に対する140万円以下の民事訴訟 ただし、全ての司法書士が行えるのではなく、簡裁訴訟代理能力認定を受けた認定司法書士のみが行える。</p> <p>②成年後見人 後見人になる者は家族や親族が一般的だが、弁護士、司法書士、税理士等が後見人（職業後見人）となるケースが増えている。</p>

## ■ 弁護士による独占業務の範囲

独占業務の範囲と根拠法令	<p>範囲 ①民事事件、刑事事件の代理人や事件の仲裁、斡旋などの訴訟関連全般 ②法律相談</p> <p>法令 弁護士法第72条、第74条</p>
違反した場合の罰則と根拠法令	<p>罰則 ①弁護士又は弁護士法人でない者が訴訟関連業務を行った場合は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ②弁護士又弁護士法人でない者が法律相談業務を行った場合は100万円以下の罰金</p> <p>法令 弁護士法第77条</p>
弁護士以外で弁護士業務を行える者と根拠法令	<p>弁護士以外で弁護士業務を行える者 ①司法書士（ただし、簡易裁判所のための民事訴訟のみ） ②社会保険労務士（ただし、個別労働紛争あっせん代理のみ）</p> <p>法令 司法書士法第3条、社会保険労務士法第2条</p>
非独占業務	<p>①自己破産や民事再生の申立 裁判所に申し立てるため、弁護士以外では司法書士しか業務として行えない。</p> <p>②成年後見人 後見人になる者は家族や親族が一般的だが、弁護士、司法書士、税理士等が後見人（職業後見人）となるケースが増えている。</p>

## ■ 行政書士による独占業務の範囲

独占業務の範囲 と根拠法令	<p>範囲 ①官公署に提出する書類の作成（医療法人設立認可申請、診療所開設許可申請など）</p> <p>法令 行政書士法第1条</p>
違反した場合の 罰則と根拠法令	<p>罰則 ①行政書士又は行政書士法人でない者が上記業務を行った場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>法令 行政書士法第19条、第21条</p>
行政書士以外で 行政書士業務を 行える者と根拠 法令	<p>行政書士以外で行政書士業務を行える者</p> <p>①弁護士</p> <p>②弁理士、公認会計士、税理士（行政書士会への資格登録が必要）</p> <p>法令 行政書士法第2条</p>
非 独 占 業 務	<p>①官公署に対する書類の提出手続代行（書類の作成が独占業務）</p> <p>②成年後見人</p> <p>後見人になる者は家族や親族が一般的だが、弁護士、行政書士、税理士等が後見人（職業後見人）となるケースが増えている。</p>

## ■ 社会保険労務士による独占業務の範囲

独占業務の範囲 と根拠法令	<p>範囲 ①労働保険及び社会保険に提出する書類作成及び手続代行</p> <p>②雇用関係の助成金に関する書類作成及び申請代行</p> <p>法令 社会保険労務士法第2条</p>
違反した場合の 罰則と根拠法令	<p>罰則 ①社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が上記業務を行った場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>法令 社会保険労務士法第27条、第32条</p>
社会保険労務士 以外で社会保険 業務を行える者 と根拠法令	<p>社会保険労務士以外で社会保険業務を行える者</p> <p>①弁護士</p> <p>②税理士（税理士業務に付随して行う場合に限り書類作成のみ行える）</p> <p>③行政書士（昭和55年8月31日までに入会している行政書士に限り書類作成のみ行える）</p> <p>法令 社会保険労務士法第3条</p>
非 独 占 業 務	<p>①給与計算</p> <p>②年末調整事務</p> <p>③個別労働紛争あっせん代理</p>

## ■ 弁理士による独占業務の範囲

独占業務の範囲と根拠法令	範囲 ①特許、実用新案、意匠、商標などの出願手続 法令 弁理士法第4条
違反した場合の罰則と根拠法令	罰則 ①弁理士又は特許業務法人でない者が上記業務を行った場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 法令 弁理士法第75条、第79条
弁理士以外で弁理士業務を行える者と根拠法令	弁理士以外で弁理士業務を行える者 ①弁護士 法令 弁理士法第7条
非独占業務	特になし

上記以外にも独占業務を定めている士業はあり、そのため政府も「業務範囲が余りに細分化されている資格については、業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入れを検討する」として規制緩和を進めています。

しかし、現時点で独占業務はあり、それに違反している経営コンサルタントが多いのは事実です。特に、行政書士や社会保険労務士に関する独占業務に違反している病医院が多いようです。

独占業務に違反していても、依頼者である病医院が罰せられる事はありませんが、できれば有資格者に業務を依頼した方がよろしいと思います。

平成18年11月29日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹